

# 令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年3月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		26	26		25	25	1	4.0	100.0		123	123
除く鉱業計		26	26		25	25	1	4.0	100.0		123	123
製造業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.8		19	19
食料品		1	1		2	2	-1	-50.0	3.8		17	17
木材木製品											1	1
紙・パルプ												
窯業・土石											1	1
金属・機械					1	1	-1				1	1
その他												
鉱業												
土石採取業											1	1
建設業		3	3		3	3			11.5		25	25
土木工事業		1	1		2	2	-1	-50.0	3.8		11	11
建築工事業		1	1		1	1			3.8		9	9
木造建築業											3	3
設備工事業		1	1				1		3.8		2	2
道路貨物運送		1	1		4	4	-3	-75.0	3.8		10	10
その他の運輸		1	1				1		3.8		1	1
貨物取扱業												
林業					1	1	-1				2	2
漁業		1	1				1		3.8		15	15
商業		5	5				5		19.2		7	7
清掃業		1	1		1	1			3.8		1	1
畜産業		1	1		1	1			3.8		6	6
その他の事業		12	12		12	12			46.2		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

# 令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年3月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年  
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年3月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食料品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																	
1 墜落・転落		1	1						1		1								2			1	5	
2 転倒									2	1			1	1	1				2	1			7	
3 激突																								
4 飛来・落下																								
5 崩壊・倒壊																								
6 激突され																		1	1		1	3		
7 はさまれ・巻き込まれ																								
8 切れ・こすれ																								
9 踏抜き																								
10 おぼれ																								
11 高温・低温の物との接触																								
12 有害物との接触																								
13 感電																								
14 爆発																								
15 破裂																								
16 火災																								
17 交通事故(道路)																						1	1	
18 交通事故(その他)																								
19 動作の反動・無理な動作																								
90 その他																						10	10	
99 分類不能																								
合計		1	1						3	1	1		1	1	1			1	5	1	1	12	26	

令和6年  
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年3月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	計
		機	構	械	械	械	械	械	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	備	等	等	荷	等	等	物	し	能	
1	墜落・転落								1							2		2										5
2	転倒																		1					6				7
3	激突																											
4	飛来・落下																											
5	崩壊・倒壊																											
6	激突され							1		1														1				3
7	はさまれ・巻き込まれ																											
8	切れ・こすれ																											
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触																											
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										1																	1
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作																											
90	その他																									10		10
99	分類不能																											
合	計								1	1	2						2			3				7	10			26



**<令和5年労働災害は52%減少、2年連続死亡災害0件を達成>**

**1 労働災害発生状況**

**(1) 令和5年労働災害発生状況**

令和5年の労働災害件数は123件で確定し、令和4年の257件と比較して134件の減少(-52.1%)となりました。新型コロナウイルスによる労働災害を除くと、令和4年の140件から33件減少(-23.6%)の107件となりました。

**(2) 令和6年労働災害発生状況**

令和6年3月に確認された休業4日以上労働災害件数は17件でした。令和6年の労働災害件数は合計で26件となり、前年同期と比べて1件増加(+4.0%)となりました。

新型コロナウイルス感染症によるものは10件です。

60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は12件で全体の46.2%を占めています。

**2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く**

**【運輸交通業】**

・帰宅途中、事業場敷地内の凍結路面で足を滑らせて転倒した際に左手を着き、左手首を骨折したものの。(80代男性、3か月)

**【畜産業】**

・牛舎内の清掃をしていたところ、近くにいた牛に足を蹴られて、右足第四趾を骨折したものの(30代男性、1か月)

**【漁業】**

・沖で網揚げ作業中、網を巻き取るドラムの溝にロープが絡まって動かなくなったため、ドラムの向きを変えたところ、そのドラムが被災者に当たり、肋骨を骨折したものの。(70代男性、1か月)

**【卸売業】**

・漁港で船を修理するため、船体に立てかけていたはしごを上ろうとしたところ、はしごを固定していたロープが緩み、はしごとともに墜落したものの。(50代男性、1か月)

**【小売業】**

・品出し作業中、台車に足を引っかけて転倒し、肋骨を骨折したものの。(60代女性、2週間)

・出勤中、敷地内の凍結路面に足を滑らせて転倒し、左腕を骨折したものの。(60代女性、1か月)

・階段を下りている際に、躓いて転落し、両手首を骨折したものの。(60代女性、3か月)

**3 稚内署からのお知らせ**

**○建設業着工期労働災害防止運動**

「『着工期』こそ、安全対策の『質』を決める時期」をスローガンに今年も「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

北海道の建設業における令和5年の災害発生状況(令和6年2月末現在)は、死亡者数6人(前年比17人減)、死傷者数886人(前年比109人減)となっていますが、令和6年は既に死亡者数が3人となっています。

稚内署管内においては、令和4年から2年連続の死亡災害0件を達成しました。今年も死亡災害0件を達成すると、建設業では初めての「3年連続死亡災害0件」となります。

同運動期間中、特に5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定めていますので、社内安全パトロール等自主的な労働災害防止活動を行うようご協力をお願いします。

稚内署では保護帽に貼付するシール(右下図参照)を配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

**○化学物質の法改正が完全施行されています(令和6年4月1日～)**

詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)をご覧ください。

下記QRコードはリンクとなっています。

**○足場のルールが改正されています(令和6年4月1日～)**

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

**○建設業、自動車運転者、医師に時間外労働の上限規制が適用されています(令和6年4月1日～)**

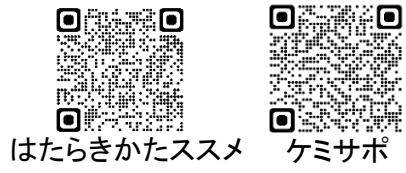
上記業種・職種については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されました。詳しくは、適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススム」

(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>)にQ&A等掲載されていますのでご確認ください。下記QRコードは該当ページのリンクとなっています。



**先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況**

製造業	0 件
建設業	0 件
道路貨物運送業	1 件
林業	0 件
その他の事業	16 件 (畜産業1、漁業1、卸売業1、小売業3、一般診療所1、社会福祉施設9)
計	17 件



※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

**「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!**

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)